

# 児童福祉法施行令の一部を改正する政令案（概要）について

厚生労働省子ども家庭局総務課

## 1. 改正の趣旨

- 児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号。以下「令」という。）第38条の規定により、都道府県知事は、児童福祉施設（幼保連携型認定こども園を除く。以下同じ。）が設備及び運営に関する基準を満たしているかについて、1年に1回以上、当該職員に実地で検査させなければならないこととされている。
- また、令第35条の4の規定により、市町村長は、家庭的保育事業等（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第2項に規定する家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業をいう。以下同じ。）が設備及び運営に関する基準を満たしているかについて、1年に1回以上、当該職員に実地で検査させなければならないこととされている。
- 令和3年地方分権改革に関する提案募集において、原則実地とされている社会福祉法人及び社会福祉施設等に対する指導監査等について、昨今の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等の観点から、実地によらずとも実施できるよう、書面やリモートでの監査を認めるよう提案を受けたところ。
- 児童福祉施設以外の施設に対する監査等の方法については、それぞれの所管部局において通知で定められているが、児童福祉施設等に対する検査の方法については、上述のとおり、政令で定められているため、今般、令の改正を検討する。

## 2. 改正の概要

- 児童福祉施設への都道府県知事による実地検査を規定する令第38条及び市町村長による家庭的保育事業等への実地検査を規定する令第35条の4において、引き続き実地検査を原則としながら、例外的に、
  - ・天災その他やむを得ない事由により当該年度内に実地検査を行うことが著しく困難又は不相当と認められる場合
  - ・前年度の実地検査の結果その他厚生労働省令で定める事項を勘案して実地検査が必ずしも必要でないと認められる場合には、実地によらずとも検査を実施できることとする。
- その他所要の改正を行う。

## 3. 根拠条項

- ・ 児童福祉法第49条

## 4. 施行期日等

公布日：令和4年10月上旬（予定）

施行期日：令和4年11月1日